

進学支援寄付金給付規程

社会福祉法人ファミリーケアサービス
横手市立県南愛児園「ドリームハウス」

進学支援寄付金給付規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 横手市立県南愛児園「ドリームハウス」を退所する者の多くは、資金がないために進学をあきらめている。このため施設入所者が自己実現と自立のために、自身の最善の道を選ぶことができるよう進学支援寄付金（以下、「寄付金」という。）を募り、適正かつ確実な給付業務を実施するため、本規程を定めるものとする。

(原資)

第2条 この寄付金の原資は、進学支援を目的として社会福祉法人ファミリーケアサービス（以下、「当法人」という。）に寄せられた寄付金をもって充てる。当該寄付金については、寄付積立金として当法人本部拠点区分で管理運営する。

第2章 進学支援寄付金給付委員会

(委員会の設置)

第3条 理事長は、進学支援寄付金給付委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会は給付の審査及び適切な給付業務を行う。

(構成)

第4条 委員会は、園長1名、出納員1名、基幹的職員1名、家庭支援専門相談員1名、外部委員2名の合計6名の委員で構成するものとする。

(委員長)

第5条 委員長は、園長をもって充てる。

(外部委員)

第6条 客観性を確保し、適正な対応を図るため外部委員を置く。

- 2 外部委員は、社会福祉に造詣が深く、社会的に信頼を受けている者を選任し、理事長が委嘱する。
- 3 外部委員の任期は2年とし、特に改選手続きが行われない場合は再任されるものとする。

(委員会の開催)

第7条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 毎年度6月に前年度の寄付金の収支報告と実施報告を行う。
- (2) 申請を受け、給付の審査及び申請者とその担当職員の面接を行う。
- (3) その他、必要と認められる場合

(委員会の職務)

第8条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 申請者の書類審査及び面接
- (2) 給付及び給付額の検討と結果の通知
- (3) 給付金の管理・給付状況の確認
- (4) 申請者の就学状況、生活状況の把握と指導
- (5) 寄付者への収支報告と実施報告及び広報誌、HP等への掲載等の広報活動

第3章 給付申請資格及び給付額・給付期間

(給付の申請資格)

第9条 給付を受ける者の申請資格は、次の各号すべてに該当するものとする。ただし、委員会が認めた場合はその限りではない。

- (1) 横手市立県南愛児園「ドリームハウス」に在籍しており、大学等へ進学する者
- (2) 学習意欲が高く、進学の目的が明確な者
- (3) 高等学校在学中の3年間で、欠席日数が15日未満の者
- (4) 施設の生活の決まりを遵守している者
- (5) 小遣い等の金銭の管理ができる者
- (6) 保護者（親権者又は未成年後見人）のいない者、又は保護者がいる場合でも、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者
- (7) 学校長から推薦を受けた者
- (8) 進学支援寄付金給付に係る義務の誓約書に同意する者
- (9) 保護者の同意を得た者
- (10) 担当職員の推薦を得た者

(給付の対象学校)

第10条 給付の対象となる学校は、学校教育法による大学、短期大学、高等専

門学校、専修学校、各種学校及び職業能力開発校等の職業能力開発促進法に基づいた公共職業能力開発施設としての学校とする。(ただし、特別育成費の支弁対象となる期間を除く)

(給付額)

第 11 条 給付額は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条による学校で学業に専念し、学生生活を送るための生活費の一部として月額 3 万円以内とする。
- (2) 原資の状況及び保護者の経済的状況により、前号の支給額より減額することがある。
- (3) 給付金は、第 16 条に該当する場合を除き、原則として返済の義務を負わない。

(給付期間)

第 12 条 給付期間は、大学等に進学・入学した時から、正規の履修過程の終期までとする。

第 4 章 給付の申請手続きと決定

(申請の手続き)

第 13 条 給付を希望する者とその担当職員は、合格が決定した時点で次の申請書等を理事長に提出しなければならない

- (1) 進学支援寄付金給付申請書(様式 1)
- (2) 作文(様式 2)
- (3) 進学支援寄付金給付に係る義務の誓約書(様式 3)
- (4) 学校長推薦書(様式 4)
- (5) 進学に係る収支計算書
- (6) 高等課程の成績証明書
- (7) 志望する大学等の入学金、授業料等の記載された資料

(給付の審査及び決定)

第 14 条 前条の申請書類等に基づき、委員会を開催し審査の上、理事長が給付を決定する。

第5章 給付方法、給付の停止・取消と返還

(給付方法)

第15条 給付は申請者から申請書様式(別紙様式)の提出を受け、1か月以内に委員会が申請者の口座に振込をする。

(給付の停止・取消と返還)

第16条 受給者が、次の各号に該当すると認められる場合は、在籍する大学等の教職員の意見を聴取し委員会で審議のうえ、給付金の停止または取消し、返還を求めることができる。

- (1) 退学した場合。
- (2) 長期にわたり欠席または休学したとき
- (3) 学業成績が不良となったと認められたとき
- (4) 学業に対する取り組み意欲に欠けると認められたとき
- (5) 進学支援寄付金給付に係る義務を履行しなかった場合
- (6) 法令等に違反する行為をした場合
- (7) その他、給付を受けるものとして不相当であると委員会が認めたとき

(給付の辞退)

第17条 受給者は、事情により給付金受給の辞退を申し出ようとする場合、辞退願いを委員会に提出するものとする。

第6章 受給者の義務

(報告)

第18条 受給者は、毎学期末、学業成績表及び生活状況報告書を委員会に提出するものとする。

(給付申請書の提出)

第19条 受給者は、年度末までに速やかに委員会に給付申請書を提出するものとする。

(届出)

第20条 受給者が次の各号に該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年または退学したとき

- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 法令等に違反する行為をした場合
- (4) 本人の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき

第7章 管理・監査等

(管理)

第21条 この寄付金の出納業務は、横手市立県南愛児園「ドリームハウス」の出納員とし、必要な書類を整備し、年1回、進学支援寄付金給付委員会に報告しなければならない。また、管理責任者は園長とし、園長は適切に処理されているか常に確認しなければならない。

(監査)

第22条 委員会は給付審査に係る審議の内容及び出納業務について、年1回以上、法人監事による監査を受けなければならない。

(規程の改正)

第23条 この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、2019年4月1日から施行する。